

## **【事案Ⅵ-3】 共済契約の無効請求**

・2019年4月23日 申立て不受理

### **<事案の概要>**

契約加入手続きにおいて、被申立人から契約内容について適切な説明がなされておらず、申立人の意向に沿う契約内容となっていないことから、申立人が当該生命共済契約の無効を主張し、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

契約を無効とし、解約時までの共済掛金を支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

申立人母親が職場同僚(被申立人担当者の配偶者)から共済の勧誘を受けたが、契約に関する説明はなく、被申立人担当者にも会っていない。契約申込書を提出したこともなく、共済証書も受け取っていないため、契約内容も知らなかった。平成14年に契約を解約したが、このような経過で一方向的に加入させられた契約は無効である。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

解約された本契約の関係書類が破棄されていることから調査に限界がある。

また、申立人が主張する請求権は、不当利得返還請求権と推察されるが、仮に申立人代理人に何らかの請求権があると主張されても、その真偽に関係なく、10年間の消滅時効は完成している。

### **<裁定の概要>**

裁定手続規則第16条(裁定審議を行わない場合)第十号における「事実認定が著しく困難な事項」に該当し、申立内容がその性質上裁定を行うに適当でない認められるため、申立てを不受理とした。